

第1編 はじめに

(1) 本解説と運用の策定趣旨

水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施することとしている。

水道施設整備事業については、「水道施設整備事業の評価実施要領」（以下、要領）及び「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目」（以下、細目）を策定し、これに沿って評価が実施されているところであるが、この要領及び細目を解説・補完することにより、水道施設整備事業の評価に携わる実務担当者が、より適切に、より容易に事業評価を行い、その結果を取りまとめられるようにすることを目的として、本解説と運用を取りまとめた。

(2) 本解説と運用の位置づけ

本解説と運用は、要領、細目に基づき策定されたものであり、そこで評価を行うこととされている水道施設整備事業を対象としている。これらの事業の評価に携わる実務者が活用するものとして、評価の内容、手順等について、より具体的に示すことにより、共通認識を図るものである。

なお、評価にあたっては、それぞれの事業ごとに地域性などがあり、すべて一律で評価の内容が決まるものでなく、それぞれの事業ごとに適切に判断されるものである。

また、要領、細目、本解説と運用のほか、水道施設整備事業の事業評価に係る資料としては、水道事業の費用対効果分析マニュアルがある。これは、評価の内容のうち、費用対効果分析についてより詳細に説明するものであり、費用対効果分析の実施にあたっては、これを参考にされたい。

(3) 本解説と運用の構成

本解説と運用については、実線枠に要領、破線枠に細目を記し、それらについての解説と運用を記すものとする。

【構成 例】

要領

細目

(解説と運用)

・・・

第2編 要領と細目についての解説と運用

(1) 趣旨

第1 趣旨

水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業を対象に事前評価、事業採択後一定期間を経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて事業の見直し等を行う再評価を実施することにより、水道施設整備事業の適切な実施に資する。

(趣旨)

公共事業は我が国の経済発展や国民生活の向上に大きな役割を果たしてきた。一方、近年の財政逼迫や少子高齢化、その他社会経済情勢の変化が急速に進展する中で、公共事業については、効率的な実施及びその透明性を一層確保することが重要な課題となり、平成6年に「公共工事の入札・契約手続きの改善に関する行動指針」、平成9年に「公共工事コストの縮減対策に関する行動指針」が閣議決定されるとともに、同年12月に内閣総理大臣から公共事業関係省庁の大臣に対して、公共事業の効率的な執行及び透明性の確保のため、事業採択後一定期間が経過した後も未着工又は継続中の事業を対象とする再評価システムの導入及び新規の事業採択段階における費用対効果分析の活用について指示がなされた。さらに平成14年には、公共事業だけでなく、一般政策や個々の研究開発などを対象として、各府省が、自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことを定めた「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「政策評価法」という。)が施行された。

これらを踏まえ、水道施設整備事業においては、平成11年3月「環境衛生施設整備事業の再評価の実施について」により再評価を実施するとともに、平成16年7月に、事前評価を加え、国庫補助を受けて実施する水道施設整備事業に係る事業の評価実施要領「水道施設整備事業の評価実施要領」として改めて定めることにより、効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るために事前評価及び再評価を実施することとしている。

(2) 対象事業及び実施時期

第2 対象事業及び実施時期

(1) 評価を実施する事業は、水道施設整備に係る国庫補助事業及び独立行政法人水資源機構(以下「水資源機構」という。)が実施する事業(厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助するものに限る。)とする。ただし、災害復旧に係るものは除く。

第1 評価の対象とする事業の範囲

評価の対象とする事業の範囲は、「水道施設整備事業の評価実施要領」(以下「要領」という。)第2(1)に該当する国庫補助事業であって次に掲げる事業とする。

- 1 簡易水道等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業
- 2 水道水源開発等施設整備費補助金の交付を受けて実施する事業

(対象事業)

評価を実施する事業（以下「評価対象事業」という。）は、政策評価法を踏まえ、簡易水道等施設整備費国庫補助金の交付を受けて実施する事業及び水道水源開発等施設整備費国庫補助金の交付を受けて実施する事業とした。ただし、災害復旧に係るものは、その性質が事業評価に馴染まないと考えられることから、除くこととした。

なお、ここでいう簡易水道等施設整備費補助金には沖縄簡易水道等施設整備費国庫補助金、水道水源開発等施設整備費補助金には沖縄水道水源開発等施設整備費補助金が含まれる。

第2 評価の単位の取り方

評価単位は、原則として国庫補助事業の区分を基本とする。

ただし、評価の対象とする事業と一連の目的を達成するために行うその他の事業がある場合については、これを含めて一括とした単位とするものとする。

(評価単位)

評価の単位は、原則として、簡易水道等施設整備費国庫補助金については簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領の別表第1に示す区分、水道水源開発等施設整備費国庫補助金については水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱の別表第1に示す区分を基本とした。ちなみにここでいう国庫補助事業の区分は、別表1に2列で分かれている区分のうち左列を「大区分」、右列を「中区分」とすると、「中区分」を指す。

評価対象事業の目的を達成するために、評価対象事業以外の事業をあわせて実施することが必要な場合は、評価対象事業のみを実施したとしても、当該事業の目的を達成することはできない。そのため、評価対象事業と一連の目的を達成するために行うその他の事業（評価対象事業とは異なる区分の国庫補助事業、及び事業者が国庫補助金の交付を受けずに実施する事業）がある場合については、これを含めて一括とした単位とするものとした。

なお、該当するかどうか判断に迷う場合においては、速やかに厚生労働省と調整することが望ましい。

(参考：一括とした単位で評価すべきと考えられる場合)

特定の地域において給水量を増加させることを目的として、水道水源開発施設整備費を用いてダムを建設するとともに、水道広域化施設整備費を用いて導水に必要な施設などを整備する場合

(2) 事前評価は、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業採択前の段階において実施するものとし、事業費10億円以上の事業を対象とする。

(事前評価の実施時期)

事前評価は国庫補助事業の適正な採択に資するよう、その採択前の段階において実施することとした。また、対象とする事業については、政策評価法を踏まえ、事業費10億円以上のものとした。

ここでいう事業費とは、細目の第2で示された評価の単位に含まれる全ての事業の事業費を合算したものとする。

なお、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第7条第1項の規定により負担する負担金の額及びこれに準ずる多目的ダムの共同施設の負担金又は分担金並びに貯水池、導水管きよ等の共同施設の持分権の取得に要する費用については、厚生労働大臣が認める費用の負担の方法及び割合の基準により算定された水道負担額とする。

事業者が国庫補助金の交付を受けずに実施する事業の事業費については、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱に示されるものと同様に、工事費（本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費、工事雑費）と事務費を合わせたものとする。

（3）再評価は、原則として、事業採択後5年を経過して未着手の事業及び10年を経過して継続中の事業を対象とし、10年経過以降は原則5年経過ごとに実施するものとする。

第3 再評価時期

再評価時期については、原則要領の第2（3）に定められているとおり実施するものであるが、水道水源開発のための施設（海水淡水化施設を除く。）の整備を含む事業については、上記の評価に加え、本體工事又は本體関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施するものとする。なお、本體工事又は本體関連工事の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、以後10年間評価を要しないものとする。

（再評価の実施時期）

再評価の実施時期については、翌年度に国庫補助金の交付を受けるかどうかにかかわらず、原則として事業採択後5年を経過して未着手の事業及び10年を経過して継続中の事業を対象とし、10年経過以降は原則5年経過ごとに実施するものとした。

ここでいう事業採択とは、評価対象事業が国庫補助事業として新規に採択をされることをいう。事業採択後5年を経過して未着手の事業とは、用地買収等の契約が1件も成立しておらず、かつ、工事（当該事業に係る附帯工事を含む。）に未着手の事業をいう。水道水源開発のための施設（海水淡水化施設を除く。）とは、水道水源施設開発等施設整備費国庫補助金交付要綱の別表第1に示す「ダム、堰、水路」及び簡易水道等施設整備費国庫補助金の交付を受けて整備するダムをいう。

（本體工事等の着手前の適切な時期等）

水道水源開発のための施設（海水淡水化施設を除く。）については、地元や環境に与える影響が大きい場合があり、事業の継続が妥当かどうかを施設の本體工事又は本體工事のための工事用道路工事などの本體関連工事（以下、本體工事等）の着手前に確認することが重要であることから、本體工事等の着手前の適切な時期に再評価を実施することとした。ただし、本體工事等の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要性が生じない限り、10年間評価を要しないものとした。

なお、これに該当して評価を実施する場合は、本体工事等の着手前の適切な時期または着手後であることを、着手予定の時期または着手の時期を示すことにより明らかにすることとする。

(4) その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。

(社会経済情勢の急激な変化等による再評価)

評価対象事業に密に関係する上位計画や関連する計画の変更、少子高齢化に伴う人口減少や生活様式の変化による水需要の変化、評価対象事業の事業費の大幅な増加や工期の大幅な延長など、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施することとした。なお、この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、事業者が行うことを基本とするが、厚生労働省が再評価の実施の必要が生じていると判断する場合は事業者に要請することとする。

(5) 当該年度に完了する事業については再評価を行わないものとする。

(完了年度の取扱い)

当該年度に完了する事業については、再評価を実施する必要はないこととした。

なお、事業の完了とは、翌年度以降に国庫補助金の交付を受けず、事業がしゅん工することをいう。

(3) 評価の実施体制と手順

第3 評価の実施体制と手順

1 地方公共団体等が実施する事業

(1) 評価は、国庫補助事業の実施主体である水道施設整備事業者（以下「事業者」という。）が行うものとする。

(評価の実施主体)

事前評価及び再評価については、事業の内容にもっとも精通している事業者が、(2)で示す学識経験者等の第三者から意見を聴きつつ、実施するものとした。なお、実施にあたって疑義が生じた場合においては、速やかに厚生労働省と調整することが望ましい。

(2) 事業者は、評価に当たり、原則として、学識経験者等の第三者から意見を聴取するものとする。

(学識経験者等の第三者からの意見の聴取)

事業評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、評価対象事業の特性や社会経済等について高い見識や実践的知識等を有する学識経験者等の第三者から意見を聴取することとした。

聴取の形式については、委員会形式、個別ヒアリング形式など様々な形式が想定されるが、事業者においてその形式を定めることとする。

(3) 事業者は、第三者からの意見を踏まえて評価の内容をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとする。

(評価の内容の報告)

事業者は、第三者からの意見を踏まえて、要領の第4の1及び細目の第4で記された項目に沿って評価の内容をとりまとめ、国庫補助金申請手続に沿って、厚生労働省に報告するものとした。また、要領の第3(2)に基づき聴取した学識経験者等の第三者の意見についても、主なものを簡潔にまとめ、あわせて報告することとする。

評価の内容をまとめるにあたっては、以下に記す資料等を参考にするとともに、外部からの検証が可能となるよう評価の過程で使用したデータ、文献等の根拠またはバックデータ等についての情報を記載するとともに、図表やグラフを用いるなど、分かり易いものとする。

- ・政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月 政策評価各府省連絡会議了承）

参考まで、標準となる様式を本解説と運用の別紙として巻末に示す。

(4) 厚生労働省は、事業者から報告された評価の内容を確認し、必要に応じて修正した上で、対象事業の必要性、効率性又は有効性等の観点から国庫補助の採択の可否、継続の必要性の有無を判断するとともに、評価結果として公表するものとする。ただし、内閣府及び国土交通省の予算計上に係る事業については、厚生労働省は当該府省と調整の上その判断をするものとする。

(評価の内容の確認及び修正)

厚生労働省は、事業者から報告された事前評価及び再評価の内容について確認し、疑義があれば事業者と調整し、必要に応じて修正することとした。なお、修正内容によっては、第三者から再び意見を聴取した上で、調整する場合があるため、事業者が評価の内容をとりまとめるにあたっては、事前に厚生労働省と調整することが望ましい。

(評価結果を踏まえた対応)

厚生労働省は、評価の内容（修正を行った場合は、修正後のもの）を踏まえて対象事業の必要性、効率性又は有効性等の観点から、事前評価においては国庫補助の採択の可否について、再評価においては継続の必要性の有無について判断するものとした。

ただし、内閣府及び国土交通省の予算計上に係る事業については、当該府省と調整の上、

その判断をするものとした。

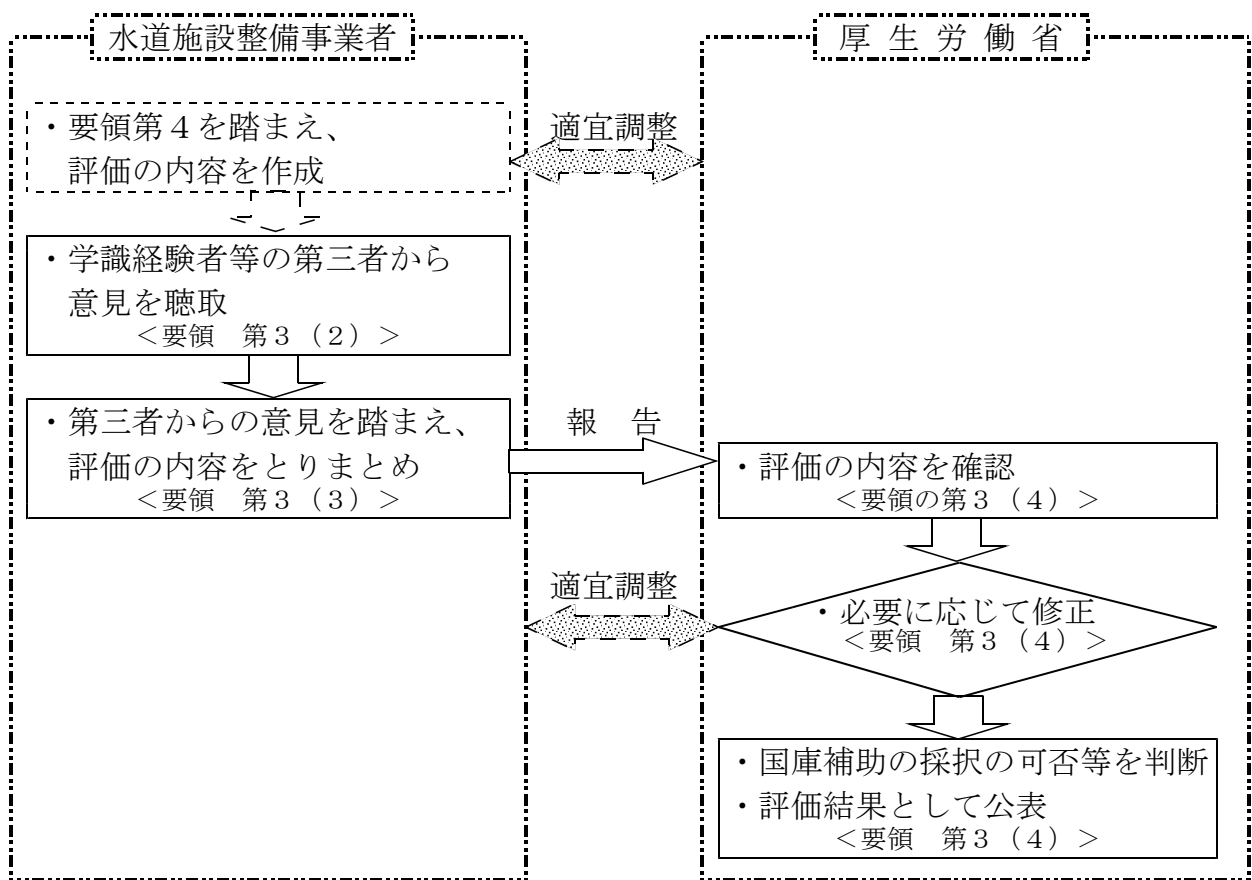
(評価の結果の公表)

厚生労働省は、事業者から報告された評価の内容を確認し、必要に応じて修正を行った上で、評価結果として公表することとした。また、評価結果の公表にあたっては、以下に記す資料等を参考にするとともに、要領の第4に記す評価の内容が明確になったものを用いることとする。

- ・政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月 政策評価各府省連絡会議了承）

参考まで、標準となる様式を本解説と運用の別紙として巻末に示す。

(参考：評価の手順)



(4) 評価の内容及び資料の保存

第4 評価の内容及び資料の保存

1 評価の内容

評価の内容は、必要性、効率性又は有効性等の観点が見明らかとなるよう、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事前評価は、事業の概要、事業をめぐる社会経済情勢等、新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性、費用対効果分析などを整理し、総合的に行い、対応

方針を取りまとめる。

(2) 再評価は、事業の概要、事業をめぐる社会経済情勢等、事業の進捗状況、新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性、費用対効果分析などを整理し、総合的に行い、対応方針を取りまとめる。

(評価の内容)

事業評価は、事業の効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性等の観点から実施する必要がある。そのため必要性、効率性又は有効性が明らかとなるよう、またあわせて効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上が図られるよう、事業の概要、事業をめぐる社会経済情勢等、事業による効果及び費用対効果分析、コスト縮減及び代替案立案等の可能性などを整理した上で、これらを踏まえて総合的に評価を行い、対応方針を取りまとめることとした。

第4 評価の内容

事業者は、要領の第4の1を踏まえ、以下に示す項目に沿って検討、整理した上で、総合的に評価を行い、対応方針を取りまとめる。なお、項目については、必要に応じて追加、削除してもかまわない。

(評価の内容)

事業者は、要領の第4の1を踏まえ、以下に示す項目に沿って、検討、整理したうえで、総合的に評価を行い、「事業の新規着手の可否」や「事業の継続、中止、休止」などの対応方針をとりまとめる。なお、その際、事業の内容、進捗状況等を踏まえ、総合的に評価を行うにあたって、以下に示す項目のうち、必要のない項目について削除することや、新たに必要となる項目を追加することはかまわない。

1 事業の概要

評価時点までの情報を整理すること。工期、総事業費等については、必要に応じて見直すこと。

- [1] 事業主体、事業名、事業個所、補助区分、事業着手年度、工期、総事業費、概要図
- [2] 目的、必要性
- [3] 経緯

(事業の概要)

事業主体、事業名、事業個所、補助区分、事業着手年度、工期、総事業費について記載するとともに、工期、総事業費について、必要に応じて見直し、最新のものとすることとした。なお、評価単位に複数の評価対象事業が含まれる場合や、評価対象事業以外のもが含まれる場合については、それぞれの内容が明らかとなるように区分して記載することが望ましい。概要図について、概ねの位置及び事業の内容がわかる簡潔なものを添付することとする。

目的、必要性について、わかりやすく記載するとともに、本評価において見込む効果や便益の内容が適当であることがわかるようすることが望ましい。

経緯について、評価対象事業に関係する主な事象を時系列的に整理し、記載することが望ましい。

2 事業をめぐる社会経済情勢等

- [1] 当該事業に係る水需給の動向等
- [2] 水源の水質の変化等
- [3] 当該事業に係る要望等
- [4] 関連事業との整合
- [5] 技術開発の動向
- [6] その他関連事項

再評価においては、事業採択後の変化についても整理すること。

（事業をめぐる社会経済情勢等）

事業に係る内容を中心に記載する。

再評価においては、評価時点の状況だけでなく、事業採択後の社会経済情勢等の変化（特に前回評価時点からの変化）を踏まえて評価がなされるよう、特に事業採択後の変化についても整理し、記載する。

当該事業に係る水需給の動向等については、水需要予測を行って求めた給水量、公称施設能力、取水可能量などを図表を用いて示すことが望ましい。また、費用便益比の算定方法を踏まえ、便益の算出根拠となる人口、給水戸数等の動向についても示すことが望ましい。

3 事業の進捗状況（再評価のみ）

- [1] 用地取得の見通し
- [2] 関連法手続等の見通し
- [3] 工事工程
- [4] 事業実施上の課題
- [5] その他関連事項

（事業の進捗状況）

事前評価においては、記載する必要はない。

再評価においては、進捗状況を踏まえ、適切な評価がなされるよう、当該年度においての事業の進捗状況を記載する。

4 新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性

- [1] 新技術の活用の可能性

技術開発の動向を踏まえ、新技術の活用の可能性について検討し、整理すること。

[2] コスト縮減の可能性

工事コストの縮減（規格の見直しによる工事コストの縮減を含む）、事業のスピードアップによる効果の早期発現、将来の維持管理費の縮減に加え、民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善の方策について検討し、整理すること。

[3] 代替案立案の可能性

代替案立案の可能性について検討し、整理すること。

（新技術の活用の可能性）

新技術を活用することは、評価対象事業において、より効率的な執行や多大な効果の発現などが期待されるだけでなく、現場での新技術の活用が促進されることによって、水道技術が持続的に開発、発展していくことにも寄与することになる。

このため、技術開発の動向を踏まえ、新技術の可能性について検討し、単にコストだけを重視するといったことのないよう配慮して整理した上で、記載することとした。

（コスト縮減の可能性）

技術の進展等を踏まえ、工事コストの縮減（規格の見直しによる工事コストの縮減を含む）や、事業のスピードアップによる効果の早期発現、将来の維持管理費の縮減に加え、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減などの可能性について検討し、その結果を記載することとした。また、費用の縮減や効果の早期発現といった費用や便益に反映できるものだけでなく、環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善方策などについても検討し、記載することとした。なお、すでに取り組んでいるものがあれば、取組済（導入済）であることを明記した上で、それについても記載する。

なお、検討にあたっては、以下に記す資料等を参考にするとともに、行き過ぎたコスト縮減は品質の低下を招く恐れもあることから、コスト縮減のみを重視した検討ではなく、コストと品質の両面を重視した検討となるように配慮することとする。

- ・公共工事コスト構造改善プログラム(平成20年5月 行政効率化関係省庁連絡会議)
- ・厚生労働省行政効率化推進計画（平成20年12月）

（代替案立案の可能性）

代替案立案の可能性について検討し、想定される代替案ごとに整理した上で、記載することとした。

設定する代替案については、事業の内容、目的を踏まえ、事業者として実施可能性があり、同等の効果を発現することが可能なものを設定することを基本とする。また、設定にあたっては、単独で同等の効果を発現するものだけでなく、複数のものを組み合わせることにより同等の効果を発現するものについても検討する。

可能性の検討については、社会面、経済面、環境面等の様々な観点から総合的に実施し、結果については代替案ごとに整理することとする。また結果については、具体的に、可能な限り定量的に示すことが望ましい。

なお、既に代替案立案の可能性について検討したことがある場合は、それを活用してもかまわない。その際は、事業をめぐる社会経済情勢等の変化を踏まえ、代替案立案の可能

性について見直す必要がないか、確認する。

(参考：同等の効果を発現する代替案の例)

1) 水道水源開発のための施設の代替案の例

ダム（新規開発、再開発（かさ上げ・掘削等）、他用途容量の買い上げ）、河口堰、湖沼開発、流況調整河川、水系間導水、地下水取水、海水淡水化、他事業（水道用水供給事業、隣接する水道事業など）からの受水、水利権の転用、河道外貯留施設
なお、既存の水源を廃止する場合には、それを継続活用することも代替案とすること

2) 高度浄水施設の代替案の例

導入予定以外の高度浄水施設（生物処理施設、オゾン処理施設、活性炭処理施設）、別の水道水源の活用、他事業（水道用水供給事業など）からの受水

※代替案については、上記の例を参考に、地域性等を考慮して必要に応じて追加、削除して選定すること。

5 費用対効果分析

事業により生み出される効果と事業に要する費用を比較し、事業の妥当性を検討し、整理すること。その際、効果のうち貨幣価値に換算できるもの（便益）と費用を比較する費用対便益分析を行うこと。

[1] 事業により生み出される効果

効果については、定性的なものを含めて網羅的に整理すること。なお、整理した効果については、できる限り定量的に示すこと。

[2] 費用対便益分析

① 費用便益比の算定方法

② 便益の算定

[1]で整理した効果のうち、貨幣価値に換算できるものを便益として算定すること。

③ 費用の算定

④ 費用便益比の算定

事前評価時又は前回再評価時において実施した費用便益比の算定要因に大きな変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用便益比の算定に要する費用が著しく大きい等、費用便益比の算定を実施することが効率的でない判断できる場合にあっては、事業者は費用便益比の算定を実施しないことができるものとする。

(水道事業の費用対効果分析マニュアル)

費用対効果分析の実施にあたっては、「水道事業の費用対効果分析マニュアル」を参考に実施する。

(事業により生み出される効果)

水道施設整備事業により生み出される効果は、水道の普及、水量の安定供給による減断水の減少、水質の安全の確保など非常に多岐にわたり、さらに水道の存在により安定的な都市活動が確保され、都市そのものの信頼性向上にもつながっている。これらの効果につ

いては、定量的、さらには貨幣換算することが可能なものから、定性的な説明しか行うことができないものがある。そのため、費用対効果分析の実施に当たっては、まずは定性的なものを含めて網羅的に整理することとし、整理した効果については出来る限り定量的に示すこととした。なお、ここで示す効果のうち、貨幣換算が可能なものを便益として算出することとした。

（費用対効果分析と費用対便益分析）

「費用対効果分析」とは、事業により生み出される効果と事業に要する費用を比較することで事業実施の妥当性を評価する手法である。この効果のうち貨幣価値に換算したものを便益といい、この便益と費用を数値的に比較するものを「費用対便益分析」と呼ぶ。「費用対便益分析」の指標として、「純現在価値」、「費用便益比」、「経済的内部収益率」が用いられることが多いが、ここでは評価結果の分かり易さを重視して「費用便益比」を用いることとした。

（費用便益比の算定とその方法）

費用便益比の算定にあたっては、その算定方法を明らかにした上で、実施することとした。

その方法については、水道事業においては「年次算定法」と「換算係数法」がある。前者については、年度別の費用、便益から、現在価値化を行った上で総費用、総便益を算定する方法で、建設スケジュールや便益の発生過程の影響についても評価できる。後者については、建設スケジュールや更新時期、デフレータ等を一定と仮定し、各年度の現在価値化したものの総和の計算することなく、総費用、総便益を算定する方法である。この手法については、建設スケジュールや便益の発生過程の影響について評価することはできないが、手順の簡略化が図られており、算定が容易になっている。

「年次算定法」を用いる事業（以下「年次算定法の対象事業」という。）については、以下の事業であって、建設期間が10年以上のものとする。

- ①水道水源開発施設整備費による事業
- ②水道広域化施設整備費のうち特定広域化施設整備費又は一般広域化施設整備費による事業
- ③簡易水道等施設整備費のうちダム建設を含む事業

その他の事業については、それぞれの事業の特性や建設期間等を踏まえて、「換算係数法」又は「年次算定法」のいずれかから選択することとする。

（便益の算定）

便益の算定については、水道施設整備事業により生み出される効果は、水道の普及、水量の安定供給による減断水の減少、水質の安全の確保など非常に多岐にわたるが、そのうち効果として整理がされており、さらに貨幣換算が可能なもののみを計上することとした。算定に当たっては、「量－反応法」又は「回避支出法」によることを原則とするが、事業者が、独自に当該事業への支払い意思額の算定を行う、「仮想的市場評価法」についても具体的な算定方法を明示し算定することができるものとする。

（費用の算定）

費用として計上する項目は、当該事業に要する事業費及び便益を継続的に発現させるために必要となる維持管理費、更新費とする。なお、費用に計上されない事業費等が存在す

る場合は、その費目及び計上しない理由などを明記する。

（事業全体の費用便益比）

事業全体の費用便益比は、評価時点までの既投資額を含めた総費用と、既発現便益を含めた総便益を対象とし、「事業を実施（継続）した場合(with)」と「事業を実施しなかった場合 (without)」を比較することにより算定する。

（残事業の費用便益比）

再評価において、事業を今後継続することについての投資効率性を評価するため、必要に応じて残事業の費用便益比を算定することとする。なお、事業期間が長く、また事業による効果が段階的に発現する場合がある事業、すなわち年次算定法の対象事業については、必ず残事業の費用便益比の算定を行なうこととする。

残事業の費用便益比は、「継続した場合 (with) の費用及び便益」から「中止した場合 (without) の費用及び便益」を控除することにより算定する。

（感度分析）

将来の不確実性を考慮し、事業の適正な執行管理などを行うため、費用対便益分析の結果に大きな影響を及ぼす要因について感度分析を実施することとする。感度分析の対象とする事業は、年次算定法の対象事業で、かつ残りの建設期間が5年以上あり、事前評価においては事業全体の費用便益比が、再評価においては残事業の費用便益比が1.5未満である場合とする。なお、影響要因としては、需要水量、工期、事業費など様々なものが考えられるが、事業の特性に照らし、もっとも影響の大きい要因は需要水量と考えられるため、需要水量を影響要因とする。

（費用便益比の算定を実施しない場合）

事業評価を実施するにあたっては、特に費用便益比の算定を実施することに多大な費用や労力がかかることがある。そのため、事前評価時又は前回再評価時において実施した費用便益比の算定要因に大きな変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用便益比の算定に要する費用が著しく大きい等、費用便益比の算定を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、事業者は費用便益比の算定を実施しないことができるものとした。ただし、厚生労働省が費用便益比の算定をあらためて実施する必要があると判断する場合は事業者に要請することができることとする。

例えば、前回の評価から5年以内に社会経済情勢の変化等により再評価を実施することとなったが、事業の概要に変更がなく、前回評価において算定した水需要予測の結果と実績がほぼ同じと判断できる場合などが考えられる。なお、前回の評価から5年以上経過している場合においては、原則としてあらためて費用便益比の算定を実施することとする。

6 対応方針

1から5の内容を踏まえ、総合的に評価を行い、以下に示す対応方針をとりまとめること。

事業の新規着手、継続（事業の内容を見直して継続することも含む）、中止、休止について、その決定理由を付して示すこと。

事業の内容を見直して継続することとした場合は、具体的な見直しの内容、見直しに至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）、及び見直し後の費用対効果分析について明確にすること。

事業を中止する場合は、中止に至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）について明確にすること。

事業を休止する場合は、休止に至った経緯（再評価時までの情勢の変化等）及び再開の目途並びに再開するための基準を明確にすること。また、事業を再開するにあたっては、国庫補助事業を再び要求するまでの適切な時期に再評価を行うこと。

（総合評価）

事業者において、1から5の内容を踏まえ、学識経験者等の第三者から意見を聴き、総合的に評価を行い、事業の対応方針として、事前評価においては「事業の新規着手の可否」、再評価においては「事業の継続（事業の内容を見直して継続することも含む）、中止、休止」について、その決定理由を付して、とりまとめることとした。

事業の内容を見直して継続することとした場合は、具体的な見直しの内容、見直しに至った経緯、及び見直し後の費用対効果分析について明確にすることとする。

事業を中止する場合は、中止に至った経緯がわかるように、再評価時までの情勢の変化などについて明確に記載することとする。

事業を休止する場合は、休止に至った経緯がわかるように、再評価時までの情勢の変化などについて明確に記載することとする。また、再開の目途並びに再開するための基準を明確にすることとする。なお、事業を再開するにあたっては、国庫補助金を再び要求するまでの適切な時期に再評価を行うこととする。

2 資料の保存

評価の内容に関する資料については、適切に整理し、保存するものとする。

第5 評価に関する資料の保存

事業者は評価の内容に関する資料については、外部からの検証可能性が確保されるよう、評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、又はその所在に関する情報などを含めて適切に整理する。

また、その保存については事業の完了年度の翌年度から10年間経過するまで保存する。

（資料の保存）

事業評価の目的の一つとして、実施過程の一層の透明性を図ることがある。そのため、評価を行う過程において使用した資料（データ、文献等のバックデータの概要、若しくはその所在に関する情報など）については、外部からの検証を可能とするため、適切に整理することとした。

また、その資料については、政策評価に関する事業と同様、事業の完了年度の翌年度から10年間経過するまで保存することとした。また、事業を中止する場合は、中止を決定した年度又は国庫補助の交付の最終年度のいずれか遅い方から10年間経過するまで保存

することとする。なお、それ以降の扱いについては、事業者において判断することとする。

なお、資料の保存に関しては、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）」を参考にする。

評価の内容（平成〇年度実施）

■事業の概要			
事業主体		事業名	
事業箇所		補助区分	
事業着手年度		工期	
総事業費			
概要図			
目的、必要性			
経緯			
■事業をめぐる社会経済情勢等			
当該事業に係る水需給の動向等			
水源の水質の変化等			
当該事業に係る要望等			
関連事業との整合			
技術開発の動向			
その他関連事項			
■事業の進捗状況(再評価のみ)			
用地取得の見通し			
関連法手続等の見通し			

工事工程	
事業実施上の課題	
その他関連事項	
■新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性	
新技術の活用の可能性	
コスト縮減の可能性	
代替案立案の可能性	
■費用対効果分析	
事業により生み出される効果	
費用便益比(事業全体)	
①費用便益比の算定方法	
②便益の算定	
③費用の算定	
④費用便益比の算定	
費用便益比(残事業)	
①費用便益比の算定方法	
②便益の算定	
③費用の算定	
④費用便益比の算定	
■その他(評価にあたっての特記事項等)	

■対応方針
■学識経験者等の第三者の意見
■問合せ先
厚生労働省 健康局 水道課 技術係 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 TEL 03-5253-1111
〇〇市●●局■■課△△係 〒 TEL

※項目については、必要に応じて追加、削除すること